

令和7年度 社会福祉法人白井市社会福祉協議会 事業計画~~(案)~~

I. 経営理念

本会の「経営理念」に則った経営を着実に実行します。

【経営理念】

1. 住民の参加・協働による地域福祉の実現をめざします。
2. 地域における利用者本位のサービスの実現をめざします。
3. 地域に根ざした総合的な支援体制の実現をめざします。
4. 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みに弛みなく挑戦します。

II. 基本方針

1. 団塊世代の高齢者が、75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」を迎えて、本格的な超高齢社会の入口にさしかかりました。地域の生活環境の変化に対応するため、第4次白井市地域福祉活動計画（以下「第4次計画（改訂版）」という）の最終年度を進めるとともに、令和8年度からスタートする「第5次計画」の策定に着手します。
2. 多様化する住民の福祉ニーズや生活課題を的確にとらえ、各種福祉サービスを提供し、地域共生社会の一翼を担います。
3. 小学校区圏域に根ざした地域のネットワーク体制強化と、住民主体の支えあい活動に対する支援の充実を図ります。

III. 重点項目

1 地域福祉活動計画の推進と策定

- ・令和7年度が、第4次計画（改訂版）の最終年度となることから、これまでの課題等を評価・検証し、第5次計画に活かします。
- ・令和8年度からスタートする第5次計画の策定にあたっては、行政計画との連携・整合性に留意して策定します。

2. 生活支援体制整備事業への取り組み

- ・生活支援コーディネーターは、要介護状態に至る前の比較的元気な高齢者の困りごとや生活課題の相談を受けます。その解決にあたっては、関係機関や地域住民などの協力を得て、地域資源とのマッチングを行います。
- ・生活支援コーディネーターは、積極的にアウトリーチを行い、住民に対して様々な情報を提供し、地域における福祉の啓発を行い、住民主体の助け合いによる地域づくりを進めます。
- ・高齢者の新たな居場所づくりや集いの場づくりについては、新規開拓に努めます。

3. 地区社協活動の推進

- ・小学校区単位で地区社協が取り組む、地域のニーズに則した福祉活動を支援し、「住民主体の地域ネットワークづくり」を推進します。
- ・市社協の行う心配ごと相談事業のノウハウを活かして、住民が身近な場所で相談できる体制を地区社協との協働により行い、誰もが気軽に利用できる相談体制を整備します。

4. 指定管理施設／福祉センター（老人福祉センター・青少年女性センター・就労継続支援 B 型事業所みのり）・地域福祉センターの管理・運営

- ・福祉センターは、令和 7 年度に、現指定管理期間の最終年を迎えることから、第 6 期指定管理の再指定に向けて、更なる利用者サービスの充実を図ります。福祉センターとみのりの合同事業を開催することで、サービスの向上を図り、障がい者への理解と社会参加を進めます。
- ・みのりの運営については、今年度設置した運営委員会を活かして、地域に開かれた施設運営に努めます。福祉センターとの合同事業を通じて、福祉センター利用者との交流を深めます。
- ・地域福祉センターについては、令和 6 年度から 5 カ年を指定管理者として再指定を受けることができました。引き続き、利用者の声に耳を傾け、適切な施設管理により利用者満足度を高めます。

5. 相談事業利用促進と個別支援体制の充実

- ・多様化、複層化する住民の生活課題の解決に向けて、心配ごと相談所で行う、専門相談や一般相談の周知、啓発を図り利用促進につなげます。また、利用者の増加が見込まれる、日常生活自立支援事業の安定的な実施に向けて、利用拡大に対応できる体制を整備します。

- ・コロナ特例貸付の債権回収業務（償還）については、円滑な償還に向けた支援を行うため、関係機関と連携を図り、借受人の個々の生活状況に応じた適切な支援を行います。

6. 成年後見事業への取り組み

- ・法人後見人等として、成年後見制度への取り組みを着実に進めるとともに、喫緊の問題として、高齢化による利用者の増加に対応することができる体制整備を検討します。
- ・市や関係団体等と連携を図り、被後見人等の支援の充実と、認知症高齢者や障がい者の権利擁護の周知、啓発を図ります。

7. 災害ボランティア体制および福祉教育の充実

- ・千葉県社会福祉協議会が、大規模災害発生時の災害ボランティアセンター運営支援システムとして、令和7年度からキントーン（DXを活用したシステム）を導入します。このシステムは、県内の市町村社協が共通のシステムを用いて、災害時における情報共有や災害ボランティアセンターを運営することとなるため、その操作についての習熟度を高めて大規模災害に備えます。
また、当会が行う災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や、市の行う総合防災訓練などで、被災地を想定した訓練を行い、日頃から災害ボランティアセンターの体制整備を進めます。
- ・若年層への福祉啓発として取り組んでいる福祉教育については、多数の学校からの依頼を受け付け、地区社協やボランティア連絡協議会を中心に、地域のボランティアの協力のもと推進していますが、ボランティアの高齢化が進んでいることから、新たな担い手の養成に注力します。また、福祉教育のメニューについて、新たに災害分野の導入を検討します。

8. 法人運営の強化

- ・社会福祉協議会を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、引き続き財政基盤の強化を図るべく自主財源の確保、拡大に努めます。会費、赤い羽根共同募金配分金等の従来からの取り組みに加え、成年後見事業・訪問型サービスA等の自主事業の充実による財源確保に努めます。
- ・ノベルティグッズの制作・販売の他、当会イメージキャラクター「ふくまる」を活かした広報・啓発活動を展開します。
- ・住民ニーズの把握に努め、常にスクラップ&ビルドを意識して事務効率の向上に努め、財源確保と一体的に歳出の削減を図ります。

- ・職員の年齢構成を考慮した採用及び人員配置を行い、継続性のある組織体制を構築します。

IV. 見直し・再検討を必要とする事業

1. 数年以内に定年を迎える職員が出てくることから、中堅職員への円滑な業務引き継ぎと、着実に事務事業を推進する事務局体制を検討します。
2. 赤い羽根共同募金の配分金の使途について、寄付者・協力ボランティア及び住民に対し、より理解を得やすい予算配分を検討します。
3. 白井市の進めている、各小学校区のまちづくり協議会が順次整備されてきていることから、同じ小学校区で活動している地区社協との連携・協働に向けて方向性を確認していきます。

V. 新規・拡充を必要とする事業

1. 第5次白井市地域福祉活動計画の策定を進めます。
2. 成年後見事業の受任者拡大に努めます。
3. 一人暮らしや身寄りのない高齢者の安心のために、死後事務委任契約に関する調査・研究に取り組みます。
4. 七次台小学校区地区社協の拠点整備を支援します。
5. パンフレットを刷新し、当会の周知・啓発を図ります。

VI. 実施事業

1. 事業推進体制

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 経営会議（会長、副会長、事務局長） | 必要の都度開催 |
| (2) 理事会（理事10人、監事2人） | 3・5月の他、必要の都度開催 |
| (3) 評議員会（12人） | 3・6月の他、必要の都度開催 |
| (4) 評議員選任・解任委員会（5人） | 必要の都度開催 |
| (5) 部会（組織強化、事業推進、地区社協） | 必要の都度開催 |
| (6) 委員会組織の運営 | 必要の都度開催 |
| ①第4次白井市地域福祉活動計画推進委員会 | |
| ②ボランティアセンター運営委員会 | |
| ③ふれあい食事運営委員会 | |
| ④社協しろい編集委員会 | |
| ⑤成年後見事業運営委員会 | |
| ⑥就労継続支援B型事業所みのり運営委員会 | |

- (7) 社協活動の広報・啓発・普及
 - ①第39回白井市社会福祉大会の開催（令和8年2月予定）
 - ②広報紙「社協しろい」の発行（年4回／1回12,500部）
 - ③刷新したホームページによる最新の情報伝達
 - ④社協のパンフレットを刷新し、周知・啓発を強化（再掲）
 - ⑤自治会等へ出向いての出前講座「こんにちは社協です」の実施
 - ⑥キャラクター「ふくまる」の有効利用
 - ⑦住民に向けたボランティア・地区社協活動等への参加呼びかけ
- (8) 財政基盤の強化
 - ①会員増強・会費増収の取り組み
 - ②寄付文化の醸成
 - ③ファンドレイジング導入の検討
 - ④保有資産の有効活用の検討
- (9) 共同募金運動の推進
 - ①赤い羽根共同募金運動の推進
 - ②戸別・法人等のほか街頭募金活動の実施
 - ③千葉県共同募金会が進める電子マネーを活用した募金手段への取り組み（検討）
- (10) 情報公開の推進および情報管理の徹底（セキュリティー強化等）
- (11) 苦情解決における体制整備
- (12) 個人情報および特定個人情報保護の徹底
- (13) 専門家による適正な税務申告
- (14) 専門家による適正な人事・労務管理
- (15) 業務継続計画（BCP）の作成

2. 総合相談運営事業

- (1) 心配ごと相談事業
 - ①一般相談（弁護士相談・司法書士相談を除く金曜日）
 - ②弁護士相談（毎週水・金曜日のうち月2回）
 - ③相続・税務相談（原則、毎月第3水曜日）
 - ④司法書士相談（原則、毎月第1金曜日）
- (2) 相談員研修、常勤相談員会議等の実施
- (3) 住民ニーズに沿った相談支援体制の検討

3. 日常生活自立支援事業【県社協受託】

- (1) 専門員、生活支援員による福祉サービス利用援助、財産管理サービ

- ス、財産保全サービスの実施
- (2) 事業の広報・周知
- (3) 事業推進のための専門員、生活支援員研修の実施

4. 貸付事業等

- (1) 生活福祉資金貸付事業【県社協受託】
- (2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業【県社協受託】
- (3) 不動産担保型生活資金貸付事業【県社協受託】
- (4) 緊急小口資金等特例貸付債権管理事務【県社協受託】
- (5) 民生委員児童委員救済資金貸付（市社会福祉課と連携）
- (6) 生活困窮者に対する食糧支援（フードバンクちばと連携）

5. 成年後見事業

- (1) 成年後見人等の業務
- (2) 事業の広報・周知
- (3) 成年後見事業運営委員会の開催（定例年2回）
- (4) 関係機関と連携した権利擁護支援の取り組みを推進
- (5) 市が進めている中核機関設置に関する連携・協力

6. 地域福祉推進体制の整備・支援

- (1) 地区社協活動拠点の整備・支援
 - ①活動拠点未整備地区（七次台小学校区）の整備に関する支援
 - ②新生活支援サービスの地区社協への啓発
- (2) 地区社協の活動助成・管理体制の支援
 - ①地域福祉連絡会議による地域課題の共有及び取り組み
 - ②地域福祉フォーラムによる地域コミュニティづくりを支援
- (3) 地域連携事業の立案・実施（地域の組織づくりの支援等）
- (4) ふれあいいいきいきサロン助成事業の実施
- (5) 第4次計画（改訂版）の推進及び第5次計画の策定
- (6) 地区社協における相談事業の推進支援

7. 在宅福祉サービス事業の推進

- (1) まごころ（ホームヘルプ）サービス事業
- (2) 車いす貸出事業
- (3) ふれあい食事業（年3回実施）
- (4) ファミリー・サポートセンター事業【市受託】

8. 地域包括ケアシステムへの参加

介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 指定事業者として「訪問型サービスA」を実施
- ② 住民ニーズに対応するため、ヘルパー（担い手）を確保

9. 生活支援体制整備事業【市受託】

- ①生活支援コーディネーターを配置し、協議体の運営支援、担い手の育成等を実施
- ② 「たすけあい活動」の充実に向けた組織づくりへの支援

10. ボランティア活動の振興

(1) ボランティアセンター事業の充実

- ① ボランティア活動の相談及び依頼の受付と活動の調整
- ② ボランティア登録の促進
- ③ ボランティアコーディネーターの資質向上
- ④ ボランティア活動の場を開拓
- ⑤ ボランティアグループへの活動支援
- ⑥ ボランティア情報の収集と情報の提供
- ⑦ ボランティア活動保険、行事用保険加入手続きおよび事故対応
- ⑧ ボランティアセンター運営委員会の開催

(2) ボランティアの育成

- ① ボランティア養成講座・研修会等の実施
- ② 活動者に対する良好な環境づくり

(3) 福祉教育の推進

- ① 市内小・中学校及び高等学校の実施する福祉総合学習への協力
- ② 福祉サマースクールの実施
- ③ 児童・生徒に対する赤い羽根共同募金街頭募金活動への参加協力の呼びかけ

(4) 災害ボランティア体制の整備

- ① 災害ボランティアセンター運営マニュアルによるシミュレーション等の実施
- ② 災害時における市とのボランティア活動の協力
- ③ 住民への周知および理解促進
- ④ 災害協定を締結した事業所及び企業との連携強化

(5) ボランティアの組織化と活動支援

- ① ボランティアの組織化及び活動支援

- ②民間助成事業等の情報提供
- (6) 障がい児（者）等への支援
 - ①障害者施設や育成会等との連携
 - ②ノーマライゼーション理念の啓発
- (7) 子育てサポート
 - ① どんぐり広場の充実
 - ② 保育ボランティアの充実
- (8) いきいきボランティア事業の推進【市受託】
 - ① ボランティア活動の相談及び依頼の受付と活動調整
 - ② ボランティア登録の促進
 - ③ ボランティアコーディネーターの資質向上
 - ④いきいきボランティア指定施設との連携
 - ⑤活動場所の拡大や内容の周知
- (9) 関係団体との連携・協働・支援
 - ①ボランティア連絡協議会への支援および連携
 - ②しろい市民まちづくりサポートセンターとの連携
 - ③地区社会福祉協議会との連携・協働・支援
 - ④NPO法人、民間企業等との連携
 - ⑤企業等に対して社会貢献活動に対しての理解と協力を依頼
- (10) 福祉用具、図書類の管理・貸出
 - ①福祉用具、視聴覚資材の管理および貸出

11. その他福祉事業

- (1) 視覚障がい者用「声の広報」CD作成活動への支援
- (2) 交通遺児見舞金事業【県社協受託】
- (3) チャリティーバザー（ふるさとまつり）の開催
- (4) まちボラひろばの開催 ※まちサポひろばとの連携
- (5) フードサポートマッチング事業の実施

12. 地域福祉センターの管理運営【指定管理者】

- (1) 団体活動室等の予約、貸出業務
- (2) 団体活動室等の利用促進
- (3) 団体活動室等の適切な管理
- (4) 団体活動室等の有効活用の促進

13. 老人福祉センターの管理運営【指定管理者】

- (1) 貸館業務の実施
- (2) 各種講座の開催
- (3) 福祉センター情報紙「清戸の杜」の発行（月1回）
- (4) 「福祉センターフェスティバル」（サークルの成果発表の場）の開催
- (5) 各種相談（健康生活相談・スマホ相談）や市との連携
- (6) 個人利用者やサークル、高齢者クラブへの活動支援と連携
- (7) 個人利用者に対する利用促進とサービスの向上
- (8) 浴場施設の利用活性化及び安全対策の実施
- (9) 就労継続支援B型事業所みのりとの合同事業・イベントの開催

14. 青少年女性センターの管理運営【指定管理者】

- (1) 貸館業務の実施
- (2) 青少年、女性、男性を対象とした各種講座の開催
- (3) 「福祉センターフェスティバル」の開催
- (4) 各種相談の実施
- (5) こころのcafé（対人関係で悩む若い女性のための居場所づくり）の開催
- (6) 男女共同参画事業、講座の実施
- (7) 障がい者対象の生涯学習講座の実施
- (8) 市や関係機関との連携

15. 就労継続支援B型事業所みのりの運営【指定管理者】

- (1) 個別支援計画の作成、利用者・保護者面談の実施
- (2) 就労に必要な知識、技能向上の訓練の実施
- (3) 就労機会の提供および生産活動の機会の提供
 - ① 自主製品の安定生産
 - ② 受注作業の安定的な確保
 - ③ 工賃の向上
 - ④ 施設管理作業
 - ⑤ 市役所敷地内の除草作業【受託】
- (4) 求職、就職活動及び職場定着支援の実施
- (5) 施設外就労支援として、梨農家での作業を実施
- (6) 利用者への虐待、身体拘束防止等に対する適切な対応
- (7) 利用者の状態把握と健康管理
- (8) その他必要な訓練、支援、相談、助言等

- (9) 各種会議の開催
- (10) 福祉センターとの合同事業・イベントの開催
- (11) 就労継続支援B型事業所みのり運営委員会の開催
- (12) 市や関係機関との連携

16. 団体事務

- (1) 社会福祉法人千葉県共同募金会白井市支会
- (2) 白井市高齢者クラブ連合会事務局